

いじめ対応セルフチェックシート

教職員が下記の「いじめ対応セルフチェックシート」で自分自身のいじめ対応を確認することで、いじめ問題への的確な対応が可能となることから、校内研修で毎回実施するようにします。

〈基本〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2 ☐ いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 ☐ 「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 ☐ 児童等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7 ☐ いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8 ☐ 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9 ☐ いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10 ☐ 学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11 ☐ 学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

〈教職員自身の行動〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 児童等へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2 ☐ 連絡帳や学校生活ノート等を活用し、児童等の日常の生活状況を確認している。
- 3 ☐ 休み時間等、なるべく児童等と一緒にいようと心掛けている。
- 4 ☐ 朝の学級活動から児童等の表情や体調に注意している。
- 5 ☐ 適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6 ☐ 少しでも児童等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7 ☐ 授業中の児童等の様子に気を配っている。

〈未然防止〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に児童等に発信している。
- 2 ☐ いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3 ☐ コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4 ☐ 携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5 ☐ 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6 ☐ 児童等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7 ☐ 保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8 ☐ 家庭環境に課題がないか意識している。

〈早期発見〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ すべての児童等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2 ☐ 児童等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3 ☐ 児童等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4 ☐ アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5 ☐ 気になる児童等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6 ☐ 日頃から、養護教諭等やＳＣと報告・連絡・相談をしている。

〈発生時の対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 被害を受けている児童等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2 ☐ いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3 ☐ いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である５Ｗ１Ｈを理解している。
- 4 ☐ 聞き取りなどを行う際、児童等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5 ☐ いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6 ☐ 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7 ☐ 加害児童等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8 ☐ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9 ☐ 加害児童等が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10 ☐ 学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11 ☐ 家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2 ☐ いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する３つの組織について理解している。
- 3 ☐ 不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4 ☐ 学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

〈管理職の対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、ＨＰに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2 ☐ いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。 ※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含む。
- 3 ☐ 平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4 ☐ いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理

職に報告される体制づくりをしている。

- 5 ☐ いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
 - 6 ☐ いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
 - 7 ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
 - 8 ☐ 特別な支援を要する児童等や海外から帰国した児童等、外国人の児童等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制が整備されている。
-